

都城市スマート農業実装推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、都城市スマート農業モデル実証事業（以下「市モデル実証事業」という。）及び農林水産省が行っているスマート農業実証プロジェクト（以下「国実証プロジェクト」という。）において農作業の省力化に成果のあったスマート農業（ICT等を活用して、超省力・高品質生産等を実現する新たな農業をいう。以下、同じ。）を活用し、基幹産業である農畜産業の持続的発展及び効率的で安定した魅力ある農業の担い手を育成するため、意欲ある農業者に対して、スマート農業を推進するための、機器の導入及び取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助対象者等は、次の表のとおりとする。

補助対象者	次に掲げる要件を満たす者とする。 (1) 市内に住所を有する者。 (2) 自ら農業に従事する者であって、認定農業者又は認定新規就農者であること。 (3) 市税を滞納していないこと。 (4) 農業技術の向上や生産の効率化に資するスマート農業化に意欲的に取組む者であること。
対象経費	市モデル実証事業及び国実証プロジェクトで農作業の省力化に成果のあったスマート農業技術の導入及び利用に要する以下の経費で、かつ申請年度内に支払いが完了する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 (1) 次に掲げる対象機器の備品購入費。ただし、パソコン機器、通信端末機器購入費、予備バッテリー、予備カセットタンク、発電機、免許取得費、その他作業に直接必要と認められないものは除く。 ア GPS等を利用した自動操舵システム又は自動操舵シス

	<p>テムが設置された農業用機械</p> <p>イ 薬剤等散布用ドローン</p> <p>ウ 個別行動監視・発情・分娩等システム</p> <p>エ ハウスの環境監視システム</p> <p>オ ハウスの統合環境制御システム</p> <p>カ アシストスーツ</p> <p>キ 遠隔操作草刈機</p> <p>ク 水田センサー、水管理システム</p> <p>(2) その他市長が特に必要と認める経費。</p>
補助金額	<p>(1) 補助金の額は、補助対象経費に要する額の3分の1以内とする。ただし、100万円を上限とする。</p> <p>(2) 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てる。</p> <p>(3) 国又は県の補助金の交付を受ける事業は、この要綱による補助金は交付しない。</p>

(事前審査の申請及び承認通知)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、都城市スマート農業実装推進事業費補助金交付事業計画事前審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 都城市スマート農業実装推進事業計画書(様式第2号)
- (2) 都城市スマート農業実装推進事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 導入する機器の見積書
- (4) 導入する機器のカタログ又はパンフレット
- (5) 農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書の写し
- (6) 直近2年の農業所得申告書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、審査の上、その結果を都城市スマート農業実装推進事業費補助金交付事業計画事前審査結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助申請及び交付の決定)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票又は登記事項証明書の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 市税の滞納のない証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付決定に当たり市長が行う市税の納税状況調査に申請者が同意する場合は、前項第2号に規定する書類に定める書類の添付を省略させることができる。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金等交付決定書により補助の申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定の際、必要に応じて条件を付することができる。

（補助金の支払方法）

第5条 補助金の支払方法は、確定払とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、交付決定がなされた機器等を導入し、事業費全額の支払いが完了した日から1月以内又は市の会計年度末日のいずれか早い日までに、補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 都城市スマート農業実装推進事業実績書（様式第2号）
- (2) 都城市スマート農業実装推進事業収支決算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 補助事業により導入した機械等の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金等の額の確定）

第7条 市長は、補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金等確定通知書により補助事業者に対して速やかに通知するものとする。

（補助金等の交付の決定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、都城市スマ

一ト農業実装推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正の行為があると認められたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

（補助金等の返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、都城市スマート農業実装推進事業費補助金返還請求書（様式第7号）により既に交付した補助金等の一部又は全額の返還を請求するものとする。ただし、市長がやむを得ないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 補助事業者が補助金交付後3年以内に離農又は市外転居したとき。
- (2) 補助を受けて導入した機器等を法定耐用年数以内に売却したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示に違反したとき。

（財産処分の制限）

第10条 規則第19条第1項ただし書の規定による財産の処分の制限を定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とし、同項第2号の規定により市長が定める財産は、1件当たりの取得価格が30万円以上の機械及び器具とする。

（目標達成状況報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業の成果目標を設定し、目標達成状況について、補助金を受けた年から3年間は年1回、各年度終了後の5月末日までに、都城市スマート農業実装推進事業目標達成状況報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 達成状況の分かる資料等の写し
- (2) 確定申告書の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 目標が未達成の場合、都城市スマート農業実装推進事業改善計画書（様式第6号）を市長に提出し、提出した年度から目標を達成するまで前項に掲げる実施状況報告書を、前項の規定に準じ提出するものとする。なお、目標を達成するまで当該補助金の新たな交付申請はできないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月4日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月28日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日改正）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行の際現に令和7年度までの交付決定を受けている補助事業者に係る目標達成状況報告については、なお従前の例による。